

素材の検知業務請負契約書（案）

1. 事業名 素材検知業務請負
2. 事業場所 秋田県能代市ニツ井町仁鮎小掛山外3字仁鮎小掛山外9国有林9へ林小班外
3. 業務内容、請負予定数量、請負予定単価及び請負予定金額

業務内容	請負予定数量(m3)	請負予定単価(円)	請負予定金額(円)
(1)の業務	7,907		
(2)の業務	5,156		
(5)の業務	10,403		
計 消費税 合計	23,466		

ただし、業務内容は別紙1 検知業務請負作業内訳書のとおり

4. 事業期間 自 令和 年 月 日（契約締結日の翌日）
至 令和 9 年 2 月 19 日
5. 契約保証金 免除
6. 特約事項 別紙2のとおり

上記の請負事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 米代西部森林管理署長 小野寺 靖久（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、本契約書及び令和8年5月27日に交付した素材の検知業務請負契約約款によって契約を締結し、この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者「甲」 秋田県能代市御指南町3-45
分任支出負担行為担当官
米代西部森林管理署長 小野寺 靖久

請負者「乙」

検知業務請負作業内訳書

単位：m³

作業場所	作業工程	数量	備考
管内一円	(1)の業務	7,907	
	(2)の業務	5,156	
	(5)の業務	10,403	
	計	23,466	

以下作業場所別数量

作業場所	作業工程	数量	対象の生産請負	備考
秋田県能代市二ツ井町仁鮎小掛山外 3 字仁鮎小掛山外 9 国有林 9 へ林小班外	(1)の業務	2,159	仁鮎小掛山外 9 国有林 I	生産請負 直送システム 対象物件
	(2)の業務	1,261		
	(5)の業務	2,280		
	計	5,700		
秋田県能代市二ツ井町仁鮎小掛山外 3 字仁鮎小掛山外 9 国有林 37 い林小班外	(1)の業務	2,071	仁鮎小掛山外 9 国有林 II	生産請負 直送システム 対象物件
	(2)の業務	1,625		
	(5)の業務	3,154		
	計	6,850		
秋田県山本郡三種町上岩川 字黒森沢外 3 国有林 95 は林小班外	(1)の業務	2,287	黒森沢外 3 国有林	生産請負 直送システム 対象物件
	(2)の業務	1,316		
	(5)の業務	2,463		
	計	6,066		
秋田県山本郡藤里町藤琴 字藤琴沢国有林 1123 に林小班外	(1)の業務	1,390	藤琴沢国有林 I	生産請負 直送システム 対象物件
	(2)の業務	954		
	(5)の業務	2,506		
	計	4,850		

検知業務請負（作業内容）

- (1)の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載。交付する作業、及び最終貯木場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5)の業務 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。

※ (3)の業務及び(4)の業務は実行しないものとする。

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、素材の検知業務請負契約約款第6条により対応する。